

第三者評価結果

事業所名：大和市立緑野保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <p>園で作成している「保育園のご案内」、「保育園のしおり」、「重要事項説明書」には「保育理念」、「基本方針」、「保育目標」を記載しています。大和市公式ホームページ内にも園の概要等について掲載しています。職員会議で保育理念等を読み合わせしたり、副園長が中心になり園内研修等を通じて保育理念や基本方針の捉え方を話し合いながら確認し、浸透するよう努めています。年度初めの保護者懇談会で配布する資料には保育理念等に加えて、実際に取り組んでいる保育の様子等を掲載し、保護者が理解しやすいよう説明しています。今後は、保護者に繰り返し周知する取組が期待されます。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>児童福祉事業全体の動向については、市のこども部ほいく課と連携を図り、少子化が進み、核家族化や地域のつながりの希薄化等の課題に対して、「すべての子どもの健やかな成長を支えあうまち・やまと～地域と共に安心して子育て・親育ち～」の基本計画に基づいた施策に合わせながら、公立保育園の役割を担うよう努めています。ほいく課が中心となり、保育のコスト分析を行い、予算編成を行っています。計画している建物の内装に関する補修工事は来年度以降に実施する予定です。</p>	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<p><コメント></p> <p>大和市は「健康都市やまと総合計画」に実現に向けて「第二期大和市子ども・子育て支援事業計画」を作成し、公立保育園として取り組む課題を明らかにしています。ほいく課長より、市の財政面等の説明を受けながら、園長や副園長と共に公立保育園の役割として、多様な働き方・ニーズに対応した幼児期の教育・保育の提供、家庭の子育て力を支え育てる支援、子どもや家庭の状況に応じた子育て支援等に取り組んでいますが、保育現場における人員体制面での補強が課題となっており、市の関係部署において調整を図り、採用に向け尽力しています。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>大和市が策定した長期ビジョン「健康都市やまと総合計画」の実現に向けた「第二期大和市子ども・子育て支援事業計画」において、公立保育園としての役割が明らかになっており、「保育理念」や「基本方針」にその内容を反映しています。具体的な取組として、子どもの主体性を育む保育、特別支援保育、地域子育て支援、地域の保育園との連携に取り組んでいます。「健康都市やまと総合計画」は事務事業評価としての目標設定を行いながら、年度ごとに実施状況の評価を確認し、5ヶ年ごとに見直しています。</p>	

<p>【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	a
<p><コメント> 大和市が策定した長期ビジョン「健康都市やまと総合計画」に基づき、大和市こども部およびほいく課において単年度の目標を設定し、公立保育園の事業計画に反映しています。子ども・子育て支援の取組として、地域子育て支援、医療的ケア児や障害のある子どもの受入れ等、特別支援保育について取り組んでいます。園では大人主導の保育ではなく、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点を大切にしながら、主体性を育む保育の実践を目指しています。</p>	
<p>(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	
<p>【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	a
<p><コメント> 園では健康、安全な環境の中で、子どもの豊かな感性や健やかな心とからだを育つよう愛情と誠意を持った保育の実践に取り組んでいます。保育の自己評価は半年ごとに実施状況を確認し、年度末の職員会議で振り返りを実施し、職員の意見を翌年度の計画に反映しています。「健康都市やまと総合計画」において求められている役割を事業化し目標を設定して、各事業を担当している園の担当者は行政と連携して担当者会議等を通じて実施状況を確認し、年度末に振り返りを行っています。今後は、事業計画について職員の理解を促す取組が期待されます。</p>	
<p>【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	b
<p><コメント> 園の保育の取組や公立保育園の求められている役割については、毎年「みどりのだより」や保護者懇談会にて配布する資料等に記載し説明して理解を得るように努めています。保護者懇談会では基本方針を説明するだけでなく、保護者に具体的なイメージを持ってもらうことができるようにクラスで行っている保育の様子等の写真を掲示したり、「みどりのだより」に地域の子育て支援や世代間交流の様子を掲載して園の事業計画が理解しやすいように努めています。主体性を育む保育の取組について、さらに保護者の理解が深まるよう伝え続けていくことが期待されます。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

<p>(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>	第三者評価結果
<p>【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	a
<p><コメント> 園長や副園長はクラス担任や各事業の担当者が記載した記録について客観的な視点で評価し、必要な助言を行う仕組みとなっています。保育の自己評価について、前期、後期で実施し、年度末に職員会議において全体の保育の自己評価と振り返りを行い、課題については次年度の計画に反映しています。各事業の評価結果については、園の保育に関係する部分についてはクラス会議や各担当者会議で分析・検討を行い、職員会議で全体に諮り、保育の質の向上に繋げています。</p>	
<p>【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a
<p><コメント> クラス運営、各事業の課題については、職員会議において共有し、職員一人ひとりが自分のこととして捉え考えて意見を出し合い、次年度に向けた改善策を話し合っており、今後、保育目標として子どもの考える力、挑戦する意欲、認め合う心を掲げていくことができるよう検討中です。</p>	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
<p>【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a
<p><コメント> 園長は公立保育園の行政機関としての役割を十分に理解し、地域に開かれた園であるよう職員と連携を図りながら各事業に取り組んでいます。園での保育については、「保育理念」、「基本方針」を実現するため、副園長と連携しながら、職員間の保育観を認め尊重し合い、チームワークを通じて保育の質の向上に努めています。有事における園長の役割や指示系統のフローは「緑野保育園マニュアル」等に記載し、園長の不在時の権限委任については副園長が代行するよう職務権限規定に明記しています。</p>	
<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
<p><コメント> 園長は行政職員であることを認識し、保育に係る関係法令や市の規定を理解し、納入業者等、関係者との適正な関係を保持しています。市が実施している倫理研修や管理者研修に参加し、法令遵守を意識した運営に努めています。市で取り組んでいる「やまとEMS（環境マネジメント）」については保育室に市の環境方針や園での具体的な取組を掲示し、日常の保育の中で子どもと一緒に取り組んでいます。</p>	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p><コメント> 園長は、保育の質の現状について各職員とのコミュニケーションを大切にしながら把握に努めています。指導計画や児童記録を通して保育の取組状況について毎月および期ごとに振り返り、必要に応じて客観的な視点から助言を行い、次の計画に反映しています。クラス運営における人員体制についてはできるだけ円滑な取組ができるよう配置に配慮し、職員と共に考えながら保育の質を高めていくよう取り組んでいます。職員の教育については、園内研修を実施したり、ほいく課主催の講演会や外部研修に職員が参加できるよう努め、研修の充実を図っています。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p><コメント> 大和市ほいく課と連携しながら、園の予算編成や円滑な保育運営に向けた人員配置に努めています。市の働き方改革に準じて職員の休暇取得を推進し、働きやすい職場の環境づくりに取り組んでいます。業務の効率化については、公立保育園に求められている幅広い役割についての取組について職員会議で話し合いながら園全体で業務を円滑に遂行できるよう努めています。園長は地域育児センター事業等の各事業については、それぞれの担当者との意見交換を行う等、積極的に参画してサポートしています。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	b
<p><コメント> 採用については公立保育園に求められている役割を継続的に担うことができるように、大和市のほいく課が人事部署と協議をしながら進めています。医療的ケア児の受入れを促進するため、看護師を配置し多様な保育ニーズに対応することができるよう体制を整備しています。職員の採用については市のホームページに掲載したり、保育業務をわかりやすく記載した保育士採用パンフレットを作成し保育士養成校に配布したり、ハローワークにも募集をかけていますが、採用環境は厳しく、人材確保には時間を要しており、速やかな人材確保が望まれます。</p>	

<p>【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 総合的な人事管理は市の人事・労務管理部署で定めており、人事評価制度に沿って客観的な視点から職員の専門性や職務に関する成果等を評価しています。日常業務の中で職員一人ひとりの職務能力や専門知識を把握し、それぞれの得意分野で力を発揮できるよう助言し職員の育成に努めています。市の人事評価制度は行政職員としての評価基準となっており、保育業務の目標設定や評価に馴染みにくい面があり、保育業務に即した目標設定等に工夫しながら、職員が人事評価制度についての理解を深めることが期待されます。</p>	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 職員の就業状況の把握について、勤怠管理システムで有休取得状況や時間外勤務状況を把握しています。職員会議を通じて市の働き方改革の取組の推進や職員の心身の健康管理に関する健康相談の活用等を伝え、働きやすい職場づくりに努めています。有給休暇、介護休暇、子の看護休暇の活用等、職員一人ひとりの生活に合わせた働き方ができるよう努めています。事務室はいつも扉を開けて職員が相談しやすい雰囲気大切に、共に働く仲間同士の助け合うことのできる風土づくりに努めています。働き方改革を進め行くうえで、円滑な保育運営ができるよう職員の欠員が生じた場合に速やかに補充できる支援体制をさらに整備していくことが期待されます。</p>	
<p>(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	
<p>【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 「保育士としての配慮」マニュアルに期待する職員像を記載しています。人事評価制度に沿って目標設定時、評価時に副園長と面談を行っています。面談ではコミュニケーションを大切にしながら、個々に設定した目標についての達成度を確認しています。人事評価における目標設定は市の定めている階級ごとに求められる役割等の指標をもとに設定していますが、行政機関としての基準となっており、保育現場の職員にとって、具体的な業務に即した目標に落とし込みにくい面があります。職員が理解しやすい目標設定についてさらに配慮していくことが期待されます。</p>	
<p>【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 「健康やまと総合計画」に基づき、公立保育園に求められる保育運営や地域育児センター事業等の役割を明記し、職員はそれぞれの役割を担うため、市の研修をはじめ、園内研修、外部研修等に参加し、専門的技術の向上に努めています。毎年、職員体制や職員の希望に合わせた研修計画を作成し取り組み、研修内容の振り返りを行い、翌年度に向け内容を見直しています。今年度からオンライン研修プログラムを導入し、職員が個々に受講したい研修をできるよう充実を図っています。</p>	
<p>【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 他の公立保育園と合同で経験年数に合わせた研修を実施し、同年代の職員と意見交換する中で学びを深めることができるよう取り組んでいます。市では年次ごとにスキルアップのための研修制度を設けており、保育分野だけでなく行政職員としての知識も習得しています。園内研修を実施している他、ほいく課主催の講演会や研修計画に基づいた外部研修にも参加できるよう努めています。今年度から職員が参加しやすいオンラインプログラムを導入して、職員が積極的に研修に参加しやすく専門性を高められる環境を整備しています。子どもの主体性を尊重する保育を円滑に推進していくためにリーダーシップを発揮できるミドルリーダーの育成が課題となっており、中堅職員の育成に取り組んでいます。</p>	
<p>(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>	
<p>【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 実習生等の保育に関わる研修についての受入れマニュアルを整備し、実習生の受入れに取り組んでいます。子どもとの関わりを中心として、実践での学びを大切にしながら、各養成校のプログラムに合わせた内容が網羅できるよう実習プランを組んでいます。副園長が実習生の受入れ窓口となっており、指導者研修を受講しています。職員が実習生とのコミュニケーションを取りながら助け合う同僚性を意識して共に学ぶ姿勢を大切にしています。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>「保育理念」や「基本方針」等については園のホームページに掲載しています。予算・決算、事務事業評価等については市のホームページに情報公開してしています。地域育児センター事業については「みどりのだより」等で実施の様子について保護者に伝えたり、取組状況については市で作成している「保健と福祉」に掲載し地域住民に周知しています。苦情・相談の窓口については重要事項説明書に掲載している他、保護者に書面を配布のうえ説明しています。玄関にもご意見・苦情の申し出に関して掲示し、苦情・相談を受け付けた場合、内容により保護者への公表に努めています。</p>	

【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>大和市の公立保育園として市の規程に基づき、保育運営を行っています。園長、副園長の各職務に関する権限や責任は職務権限規程に明記し、職員にも周知しています。市の内部監査は概ね2年に1度のサイクルで市の監査事務局による定期監査を受けています。県の指導監査も定期的に受け、事業内容等の確認を行い適切な運営に努めています。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>「基本方針」に公立保育園としての役割を明記し、地域育児センター事業に取り組んでいます。地域に開かれた保育園として関係機関との連携を図り、地域の子育てを支援しています。市の子育て施策に関わる取組や地域育児センター事業に関わる各団体の情報については、いつでも手に取れる情報コーナーを設けています。小・中・高校生との交流を通じて世代間交流を積極的に取り組んでいます。各世帯の状況を把握し、子どもや保護者のニーズに応じて地域における社会資源の活用を勧めています。</p>	

【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>地域育児センター事業の一環として 職場体験を含めボランティアの受入れについて世代間交流と位置付け、受入れマニュアルを整備しています。地域の学校等と連携・協力のもと、学生も受け入れています。受入れに際しては、事前にオリエンテーションを実施し、子どもとの関わり方について伝え、けががないよう注意し安心して参加できるよう取り組んでいます。学校からの職場体験等の依頼に対しては積極的に応じる方針です。</p>	

(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>公立保育園の地域育児センター事業の担当者は、「地域育児センター事業実施要領」に基づき社会資源としての役割を担っています。地域育児センター事業の一環として「地域子育て連絡会」を年3回開催し、市のすくすく子育て課をはじめ、関係機関や団体と定期的な情報交換を行い、子どもの見守りと保護者の支援に努めています。さらに、市の関係部署や児童相談所等との連携に努めていきます。</p>	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント> 公立保育園に求められている地域育児センター事業を担う職員を配置し、地域の子育てニーズに対応しています。地域子育て連絡会を通じて関係機関や団体との連携を図り、具体的な子育てに関するニーズ等の情報収集を行ったり、地域の親子に向けた事業では、直接親と顔を合わせながら相談を受け、育児不安から起きる虐待の未然防止に努め、子どもの安全を守る取組を推進しています。	
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<コメント> 地域育児センター事業について、行政機関としての公立保育園の強みを活かしながら、積極的に地域の子育てを支援し地域貢献に努めています。地域の子育てサロン等に保育士を派遣し、園の持つ保育の専門性やネットワークを還元し、共に子育てを支え合う仲間づくりを支援しながら、地域コミュニティの活性化に貢献するよう努めています。園で実施している一時預かり事業でも子育て家庭の相談に応じて家庭の状況に合わせて必要な保育サービスを選択しやすい環境づくりを推進しています。防災対策については市の防災規程に則り、非常配備体制を整えています。	

III 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	
<コメント> 子ども一人ひとりの個性を大切にすることを「基本方針」やマニュアルに明示し、年度初めの職員会議で職員間で共通認識を図るため「基本方針」等の読み合わせを実施しています。園内研修等を通して、語り合いの風土を構築し、子どもの人権尊重・主体性を大切にしたい保育の実践に園が一体となって取り組んでいます。昨年度より保育所保育指針に沿って、新しい保育理念、基本方針、保育目標の作成作業について職員全員が参画しています。子ども主体の保育は子どもの人権尊重が基本となることを共通認識として持ち、子どもの主体性を育む保育実践の中で、子どもの願いや思いを汲み取ることを大切にしたい保育に繋がってきています。各行事は大人主導ではなく、子どもの思いや発想から内容を構成する等、日常的に行っている主体的な遊びが自然と活動に反映し、体験を通じた学びに繋がっています。		
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a	
<コメント> 子どものプライバシー保護については、大和市保育園運営要領やプライバシー保護に関するマニュアルに記載しており、保護者に対しては重要事項説明書配布時に説明しています。園では職員一人ひとりがプライバシーへ配慮する意識を持ちながら保育環境づくりに取り組んでいます。乳児期から発達段階に合わせた快適な生活環境づくりを心がけており、プライバシーを守ることを意識した環境づくりに取り組んでいます。幼児においてはシャワーの目隠し等、個々のプライバシーを守り自尊心を傷つけないように配慮しています。		
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【30】 III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	
<コメント> 園のパンフレットはわかりやすく表現するよう努め、「保育理念」、「基本方針」の他、一日の生活の流れや行事について記載しています。市のほいく課窓口にはパンフレットを置き、多くの方が入手できるようにしています。ホームページには園の概要について掲載している他、実施した行事の写真とエピソードを掲載し、園の保育内容について利用希望者がイメージを持ちやすいように工夫しています。利用希望者の見学は随時対応し、希望に合わせて設定しています。見学時にはゆっくりと質問の受け答えができるよう時間を設けて丁寧な対応に努めています。		

<p>【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 「保育園のしおり」は新入園児説明会時に配布し、口頭でも丁寧に説明し保護者の理解を得られるように努めています。在園児の保護者には変更事項等を通知するため毎年全家庭に配布しています。4月の保護者懇談会でも変更事項がある場合は丁寧に説明を行い、保護者の同意が得られるよう対応しています。要保護児童等の配慮が必要な保護者に対する説明は、園長や副園長が対応することとし、家庭の状況に合わせた適切な説明ができるよう努めています。</p>	
<p>【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 保育園等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した引継ぎ文書は個人情報保護の観点から作成していません。保護者の要請があり同意がある場合に限り、必要な情報を転園先へ伝えています。退園や卒園後の窓口は、園長、副園長が担当しており、保護者へは口頭で伝えてきましたが、今年度より、5歳児最後の懇談会資料に窓口について明記する予定です。</p>	
<p>(3) 利用者満足の向上に努めている。</p>	
<p>【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 日々の保育の中で子どもの言葉や思いを汲み取り、個々の子どもの達成感や満足感の把握に努めています。年に1度、保護者アンケートを実施し、保護者の意向の把握に努めています。保護者アンケートの分析・検討については園長は副園長と各クラスリーダーと行い、課題の改善について話し合い、次年度の保育運営に反映しています。保護者は子どもと一緒に参加できる行事「みどりのフェスタ」を通じて、子どもの生き生きと遊ぶ姿や成長ぶりを実感しています。</p>	
<p>(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>	
<p>【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 苦情解決の体制については、園のマニュアルのリスクマネジメントの中に記載し整備しています。苦情等の申し出については重要事項説明書の中で保護者に説明しています。玄関に意見箱を設置したり、苦情解決の仕組みについて掲示し浸透を図っています。今後は、保護者にわかりやすく周知する工夫が期待されます。苦情を受けた際には苦情内容およびその改善策を記載し、検討結果や対応策については速やかに保護者に伝えています。苦情内容は、ほいく課へ回付し情報共有しています。苦情については今後の保育を見直したり、職員の改善の機会と捉え、職員会議で内容を共有し、保育の質の向上に繋げています。</p>	
<p>【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 保護者には日常より挨拶や笑顔で接することを心がけ、いつでも相談しやすい雰囲気づくりに努めています。重要事項説明書を配布しながら、日常接する担任以外に副園長、園長、第三者委員に相談できることを保護者に説明しています。保護者と相談する場合は、事務室内をカーテンで仕切り、話しやすいスペースを確保して対応しています。</p>	
<p>【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 保護者からの職員にあった相談・意見については、必ず園長や副園長と情報共有しています。相談・意見等に関して検討に時間を要する場合には園長や副園長から時間を要する理由も含めて保護者に説明し、解決策等が決定次第、速やかに回答しています。対応マニュアルについては定期的に内容を確認しながら現状に合わせた見直しを実施しています。保護者からの相談・意見に対してはオープンでスピード感を持って対応することを心がけています。</p>	

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント> 事故やケガが発生した場合には職員への早期の周知対策に努めています。園庭での遊び方においては、毎年検証後ケガや事故の予測を立てた反映とヒヤリハットの検証も行い職員共通理解のもとに取り組んでいます。保育所管課より重大事故事例を入手した場合、自園の状況と照らし合わせ職員会議で再度安全確認をしています。年間訓練の中で緊急時を想定した不審者、つれさり訓練、誤食におけるアレルギー児のフロー確認も実施しています。今後は、看護師が中心となりAEDの使用方法、担架搬送訓練等も始める予定です。	
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 感染症が発生した場合、病名を掲示し保護者にも早急に周知をしています。感染症に限らず健康に関し年2回「ほけんだより」も配布し保護者へ時々啓発しています。「清掃の仕方」「消毒の仕方」等誰でも同じ様に取り組める様にマニュアルも整備してあります。またおもちゃの消毒や園内の清掃を徹底し、見ればすぐに消毒薬の希釈が分かるようにした嘔吐処理セットを各保育室に設置しています。年齢に応じおもちゃの消毒基準を設け、使用した品と洗った品を分別する等、細やかな対応方法を決めています。	
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a
<コメント> 避難訓練計画書に基づき、毎月避難訓練（火災・地震等）および安全点検を実施しています。また人手が少ない土曜日保育、早番、夕方等の訓練実施も行っています。消防署に定期的な通報訓練を実施、引き取り訓練の際には保護者向けに講演等もしています。食料、その他の備蓄品リストを作成し定期的に非常持ち出し用品、アレルギー児への対応備蓄を含め確認をしています。「防災の手引き」を定め、災害時の保護者との安否確認方法を練習しています。隣接しているコミュニティセンターと行き来がある為、有事の際の共助訓練も検討したいとしています。	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	
<コメント> 「緑野保育園マニュアル」「保育園のしおり」「重要事項説明書」により、子どもの人権尊重やプライバシー保護、権利擁護を明示しています。また保育の基本的な流れ等、「緑野保育園マニュアル」に明記し、職員が同じ様に保育を進める事が出来るようにしています。年間指導計画や月案、週案に展開し子どもたちの姿や全体の様子を盛り込んだ計画を立て保育を実施し、副園長が中心となり保育の質の維持や向上に努めています。子どもの状態や願い、思いを汲み取り保育に反映する事を大切に、画一的にならないよう柔軟な活動設定に配慮しています。		
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	
<コメント> 実施方法として、前期・後期にクラスの運営評価・反省、年度末に1年間を振り返った評価・反省をし次年度に反映するという仕組みを定めています。また乳児、幼児、職員会議の場で定期的に保育の反省と省察を行っています。改善が必要な際には他のクラス担任やフリー職員、園長、副園長と子どもの姿やクラス保育に関して一緒に考える機会を設け、各計画に反映しています。定期的な振り返りにおける職員の提案や保護者アンケート実施の際に挙げた要望においては、職員会議で協議をし保育に反映したり、保護者へ返答しています。		

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】 Ⅲ-2-(2)-①
アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

<コメント>

副園長を中心に保育実践の取組を進め、各クラスで指導計画を作成しています。配慮が必要な子どもにおいても、職員会議の中で子どもの状況や課題を把握し、支援方法を考えています。指導計画に基づき保育実践、定期的な振り返りや日誌から副園長や園長が内容を把握し必要に応じ助言をしています。定期的に保護者との面談で意向を汲み取り、指導計画に反映しています。特に支援が必要な子どもには個別の経過記録に保護者意向欄を設け、ニーズにも答える努力をしています。

【43】 Ⅲ-2-(2)-②
定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

<コメント>

年間指導計画を基に期毎に自己評価を行い、前期・後期・年度末と振り返り、反省を次年度の指導計画に活かす様に努めています。月間指導計画を作成する際には「前月の評価、子どもの姿」欄を記載し次月に反映しています。改善として挙げた点においてはクラス会議や職員会議にて話し合い各計画に反映しています。当日の計画を変更する必要がある場合は、園長・副園長も把握しながら、各担当者が活動内容を決め、週案に変更があった場合は変更欄に記載し、振り返り時に記録として残し、保育の質の向上に繋げていくように努めています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

<コメント>

子どもの発達状況や生活状況等の個人記録やエピソード記録、ケース会議等、統一した様式により把握し記録をしています。3歳未満児や配慮が必要な子どもを対象に毎月個別の指導計画を作成しています。記録内容や書き方に差異が生じないように統一した記載が出来る様に記入例を示し、園長・副園長が個別に助言をしています。毎月2回の職員会議をはじめとする各会議開催の他にミーティングノート、クラスノートを活用し情報共有を図っています。今後ICTアプリ導入により、園内または保護者との早急な情報共有体系の構築が期待されます。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

市の個人情報の取り扱いにかかる規程・文書の取り扱いにかかる規程に則り、子どもの個人情報の利用目的や第三者への提供制限、情報管理等に関して管理しています。入園する保護者に重要事項説明書を配布、説明をし取り扱う情報の同意を得ています。個人情報の管理においては、園長が責任者となり、鍵のかかる場所への保管や、遅番対応職員がチェックリストに沿って確認・施錠による徹底に努めています。職員は個人情報の取り扱いについて市の倫理研修受講の他、「緑野保育園マニュアル」で周知しています。また、規程は職員会議で周知の上、事務所に常備しています。